

他社から
お乗り換えの方

必見!!

eo光

ホームタイプ メゾンタイプ

新規お申し込みで



eoが他社違約金を 還元します!

お申し込み期間:2025年7月1日から
予告なく終了および内容を変更する場合がございます。

他社違約金
補填

他社サービスの解約に伴い発生する
解約金 撤去費用 を現金にて還元いたします。

補填額は

最大

60,000円

となります。開通後、別途申請、および受取手続きが必要です。



別途お渡しの申請書のほか、弊社ホームページ
からもご申請いただけます。

eoなら
乗り換えても
安心だね!



○他社解約金・撤去費用が発生しない場合、特典対象外となります。○eo光ネット開通月を1カ月目として6カ月目の末日までにご申請
ください。○補填金の受取手続きには、インターネット(Web)でのお手続きが必要です。

適用条件など詳細は裏面をご確認ください

20250701 AZB0111

OPTAGE

注意事項

他社違約金補填

お申し込み期間について

- 2025年7月1日から

適用に関する条件について

- 『他社違約金補填』は、以下の条件をすべて満たした場合において適用いたします。
 - ・期間中にeO光ネット【ホームタイプ】もしくは【メゾンタイプ】(以下「当該eO光ネット」とします)をお申し込みのお客さま。
 - ・当該eO光ネットのお申し込み時点において、他社のブロードバンドサービス(固定回線のインターネット接続サービスもしくは、モバイルインターネット接続サービス(以下「他社サービス」とします))をご利用中の場合。
 - ・当該eO光ネット開通月を1カ月目として6カ月目の末日までに他社サービス解約時に発生する解約金・撤去費用の金額が確認できる証明書のコピーを弊社指定の『他社違約金補填』申請書(以下「申請書」とします)に貼り付けのうえ、弊社指定の宛先へご返送をいただいた場合、もしくは弊社指定の申請フォーム(<https://eonet.jp/r/cp/>)より申請いただいた場合。
- ・補填する時点において、当該eO光ネットをご契約いただいている場合。

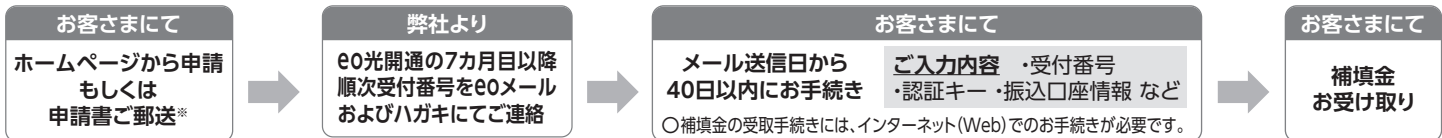
補填内容について

- 適用条件をすべて満たし、ご提出いただいた他社サービスの解約に伴い発生する解約金・撤去費用の証明書に記載される金額を最大6万円現金(以下、「補填金」とします)に進呈いたします。※消費税が加算されている場合は、消費税を加算した金額となります。
- 「解約金・撤去費用」として取り扱わせていただく料金は、以下の通りといたします。

合計最大6万円	・インターネット回線、テレビ、電話などの施設撤去に関わる費用や解約金(ISPの解約金も含む) ・インターネット回線の長期割引などにかかる解約金 ・現在利用中のインターネット回線工事費の残債 ・モバイルルーターの解約時に発生する解約金
	・他社サービスの解約に伴い発生するタブレットなどの端末残債

最大1万円

〈補填金お受け取りまでの流れ〉



※eO光開通月を1カ月目として6カ月目の末日までにご申請ください。

解約金・撤去費用の証明書について

- 他社サービス解約時に発生する解約金・撤去費用の金額が確認できる証明書については、以下の条件を満たすものとします。
 - ・他社サービス提供事業者が発行したもので、他社サービスが確認できる情報(サービス名、プロバイダー名など)、契約者氏名、住所、解約時期、解約金、撤去費用の項目および金額が確認できる証明書、領収書、請求書などであること。
 - ・証明書に記載の氏名が、当該eO光ネットご契約者のお申込者氏名と同一であること、またはご本人以外が契約者の場合は、お申込者氏名の苗字と同一であること。
- ※紙の請求書がなく、会員サイトよりご利用料金を閲覧しているお客さまは、解約金・撤去費用が記載されているWeb画面のコピーまたは画像にて申請ください。
- 解約金、撤去費用の証明書が複数枚に分かれている場合には、すべてまとめてご提出ください。申請は一度のみとさせていただきます。
- 他社違約金補填の適用対象回線は1回線のみとなります。他社サービスのご契約が複数あった場合でも、1回線分のみの解約金・撤去費用の合計金額を根拠に、弊社が補填金額を算定いたします。
- ご提出いただいた証明書のコピーまたは画像は、必要項目の確認後に速やかに弊社にて破棄させていただきます。また、お送りいただいた書類一式は返却できません。あらかじめご了承ください。

補填金お受け取りに関する注意事項

- 補填金お受け取りについては、eO光ネット開通後7カ月目以降順次、補填金お受け取りに関するご案内メールとハガキをお送りします。メールはeO光登録証に記載のあるeOメールアドレス(@***.eonet.ne.jp)宛に[no-reply@cashpost.jp]よりお送りします。フィルタリング設定を行っている場合は、[no-reply@cashpost.jp]からのメールを受信できるように設定をお願いいたします。ハガキは個人契約の場合はeO光ネット利用場所住所に、法人契約の場合は契約者住所に発送いたします。
- お受け取りに必要な認証キーは、eO光登録証に記載のある「初期eolD」です。
- 送金業務は、株式会社DGフィナンシャルテクノロジーに委託しており、対象のお客さまには「CASH POST」サービスをご利用いただけます。
- 受付番号の有効期限は受取手続きのご案内メール送信日から40日です。
- お客さまにて40日以内にお手続きが完了しなかった場合(お手続き内容に不備があった、メールボックスの容量オーバーやフィルタリング設定などお客さまのメール設定によって弊社からお送りする補填金お受け取りに関するご案内メールが受信できなかった、お受け取りされたハガキを紛失されたなど)で、ご案内メール送信日より6カ月以内にお客さまから受付番号再送のご請求などのお問い合わせがない場合、補填金の受取権利は失効いたします。
- 補填金の受取権利は、第三者に譲渡することはできません。
- 手続き完了後も、入金が確認できない場合は、eOサポートダイヤル(0120-919-151)までお問い合わせください。

その他ご注意事項

- 当該eO光ネットにお申し込みの時点で他社サービスを解約されている場合は、他社違約金補填の対象外となります。
- ご提出いただいた証明書に不備があった場合には、他社違約金補填の対象外となる場合があります。
- eOのネットサービスの契約を解除し、再度当該サービスをお申し込みされた場合は、他社違約金補填の対象外となります。

※eOのネットサービスとは、eO光ネット・eO光シンプルプラン・eO光ネット(type N)の総称です。

※記載内容は2025年7月1日時点のものです。※本条件は、改善などのため予告なく変更する場合がございます。※サービス名・会社名などは、各社の商標または登録商標です。

サービス提供者 **株式会社オプテージ** (登録番号(電気通信事業者):第262号) 〒540-8622 大阪市中央区城見2丁目1番5号 オプテージビル

お問い合わせ連絡先 **〈eOインフォメーションデスク〉**

【新規お申し込み専用】受付時間/9:00~21:00 年中無休

携帯電話からも
ご利用いただけます。 **通話料 無料** **0120-34-1010**

※IP電話などフリーコールをご利用いただけないお客さまは06-7506-9605(通話料有料)におかけください。※お問い合わせいただきました内容は、お問い合わせ内容を正確に把握するため、また、サービス向上のため、録音させていただいております。

※電話番号をよくお確かめの上、お間違いのないようおかけください。

記載の価格は税抜記載のものを除き税込または非課税もしくは不課税です。税込価格は2025年7月1日現在の税率(10%)に基づく金額です。税率に応じて金額は変更されます。消費税の計算上、請求金額(本体価格および消費税額)と異なる場合があります。